

## 郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会の 検討アジェンダ（案）

### 1 検討の背景・目的

- 我が国においては、少子高齢化の進展、都市への人口集中、地域経済の疲弊、デジタル化の進展など社会環境の変化が進展している。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、環境変化が加速し、利用者ニーズも変化が見られる。
- これらの変化に伴い、郵便事業については、郵便物数は 2001 年度（ピーク時）の約 263 億通から 2020 年度には約 152 億通へと 4 割以上減少している。
- 日本郵政グループは、全国津々浦々に張り巡らされた、直営郵便局及び簡易郵便局あわせて約 2 万 4 千の郵便局及び配達ネットワーク、全体で約 40 万人に上る社員数等の強みを生かして、郵政事業のユニバーサルサービスを引き続き提供していく必要があり、社会環境や利用者ニーズの変化に対応して、データ活用やデジタル対応を進めることが求められるが、日本郵政グループにおいては、データ活用やデジタル対応が進んでいるとは必ずしも言いがたい。
- このため、総務省は、郵政事業が、中長期的なユニバーサルサービスの維持を図りつつ、新たな時代に対応した多様かつ柔軟なサービス展開、業務の効率化等を通じ、国民・利用者の利便性向上や地域社会への貢献を推進する必要があると考え、令和 2 年 11 月から令和 3 年 7 月まで、「デジタル時代における郵政事業の在り方に関する懇談会」を開催し、令和 3 年 7 月 21 日、最終報告書を公表したところである。
- 同報告書は、「第 2 章 日本郵政グループ・郵便局におけるデータの活用」において、日本郵政グループ各社は、これまでの事業を通じて、莫大なデータを保有しているものの、これらのデータの活用についてこれまで目立った取組はなく、従来書面で保存していたデータのデジタル化等に留まっているとした上で、その活用について期待を示すとともに、総務省に対し、マルチステークホルダーによる検討の場を設置し、居住者情報（配達原簿、転送情報）、配達データ等の活用を可能とする範囲や留意点等をまとめたガイドラインの制定等（「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」（平成 29 年総務省告示第 167 号。以下「郵便分野ガイドライン」という。）の改正を含む。）を検討するよう提言した。
- 同報告書は、郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）上の「信書の秘密」や個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）上の個人情報に該当するデータについては、その利用や第三者への提供に制限があるなど、法令上の規制に留意が必要とするとともに、「信書の秘密」や個人情報の保護には十分配慮して検討・実施する必要についても付言している。

- 個人情報の保護に関しては、自身の個人情報に対する意識の高まり、技術革新を踏まえた保護と利活用のバランス、越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応等の観点から、個人情報保護法が令和2年に改正され（以下「令和2年改正個人情報保護法」という。）、令和4年4月1日に、同改正法の全面施行が予定されているところである。
- 日本郵政グループは、全国2万4千の郵便局ネットワークと膨大なデータを保有しており、これを社会として有効活用するとともに、日本郵政グループとして新たなビジネスモデルを構築することは、今後の郵政事業の持続的な成長・発展に欠かせない。一方で、日本郵政グループのデータを有効活用し、地域の課題解決や新規ビジネス創出につなげるためには、利用可能なデータの範囲や活用に当たっての留意点について、整理することが必要と考えられる。
- このため、「デジタル時代における郵政事業の在り方に関する懇談会」の最終報告書及び令和2年改正個人情報保護法等を踏まえ、信書の秘密や個人情報保護を確保しつつ日本郵政グループの持つデータの有効活用を促進するため、本検討会において、郵便分野ガイドライン等の改定、郵便局の保有・取得するデータ（以下「郵便局データ」という。）の活用と個人情報保護法及び郵便法との関係性の整理、郵便局データの活用に向けた関係者の役割、実施すべき施策等の整理等、郵便局データの活用とプライバシー保護の両立を目指した検討を行う<sup>1</sup>。

---

<sup>1</sup> 信書の秘密に関する事項その他の個人情報の適正な取扱いの確保に関して講ずべき措置の検討においては、信書便事業者に対する指針ともなるよう考慮する。

## 2 郵便分野ガイドライン及び同ガイドラインの解説の改正について

(1) 令和2年改正個人情報保護法を受けた郵便分野ガイドライン改正の検討

- 個人情報保護委員会では、平成27年の改正法<sup>※</sup>附則第12条の「いわゆる3年ごと見直し」の規定を踏まえ、平成30年12月から、個人情報保護をめぐる国内外の政策、技術、産業等の状況等についての実態把握や、様々な分野の方からのヒアリング等を通じ検討を進め、令和元年12月13日に、個人情報保護法の3年ごと見直しの内容を取りまとめた「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱」を公表した。

※「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号。平成29年5月30日施行。）

- 当該大綱における個人情報保護法の見直しの観点は、以下の5点。
  - ① 「個人の権利利益を保護」するために必要十分な措置を整備すること
  - ② 技術革新の成果が、経済成長等と個人の権利利益の保護との両面に行き渡ること
  - ③ 国際的な制度調和や連携に配慮すること
  - ④ 海外事業者によるサービスの利用や、個人情報を扱うビジネスの国境を越えたサプライチェーンの複雑化などが進み、個人が直面するリスクも変化しており、これに対応すること
  - ⑤ AI・ビッグデータ時代を迎え、個人情報の活用が一層多岐にわたる中、事業者が本人の権利利益との関係で説明責任を果たしつつ、本人の予測可能な範囲内で適正な利用がなされるよう、環境を整備していくこと
- これらを踏まえた改正事項を盛り込んだ改正法案を第201回国会に提出。審議、可決成立を経て、令和2年6月12日に公布となった。また、改正法の全面施行は、政省令や共通ガイドラインの整備、周知広報を経て、令和4年4月1日とされている。
- 平成27年の個人情報保護法改正により、事業分野別ガイドラインは、原則として「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（平成28年個人情報保護委員会告示第6号等）」（以下「共通ガイドライン」という。）へ移行・一元化されたが、郵便事業分野においては、個人情報の適正な取扱いの確保を目的とした個人情報保護法の規律に加え、信書の秘密の保護を目的とした郵便法の別途の規律が必要となることから、共通ガイドラインには移行せず、郵便分野ガイドラインを共通ガイドラインとは別に設けている。
- 今般の個人情報保護法令・共通ガイドラインの改正について、その内容を踏まえ、郵便事業分野の事業者特有の制限規定の要否等を検討した上で、令和2年改正個人情報保護法の施行（令和4年4月1日）までに、郵便分野ガイ

ドライン<sup>2</sup>及び同ガイドラインの解説<sup>3</sup>を改正する必要がある。

(検討事項)

- これを踏まえ、日本郵便における個人情報保護の取組の現状を把握・整理した上で、今般の個人情報保護法令・共通ガイドラインの改正により創設等された規定・制度の運用について、郵便事業分野において留意すべき点はあるか。
- 個人情報保護法令・共通ガイドラインの改正事項のうち、郵便事業分野における事業者特有の制限規定として置くべき事項は、
  - ・ 個人関連情報に係る第三者提供の制限における信書の秘密に係る規定の遵守
  - ・ 仮名加工情報における信書の秘密に係る取扱いの制限及び第三者提供の制限における信書の秘密に係る規定の遵守と考えられるが、規定するに当たって留意すべき点はあるか。
- その他の改正事項については、個人情報保護法令・共通ガイドラインに沿って改正することとしてよいか、留意すべき点はあるか。
- 上記のほか、「令和2年改正個人情報保護法を受けた郵便分野ガイドライン改正」について考慮すべきことはあるか。

(参考) 令和2年改正個人情報保護法の改正概要、関連する個人情報保護法令の該当箇所、郵便分野ガイドラインの対応は以下のとおり。

※「個人情報保護法令の該当箇所」欄の括弧内は、令和3年個人情報保護法改正(デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)第50条による改正)後の条項番号

改正概要	個人情報保護法令の該当箇所	郵便事業 GL の対応箇所
<b>① 個人の権利の在り方</b>		
利用停止・消去等の個人の請求権について、一部の法違反の場合に加えて、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも拡充する。	●法第30条第5項～第7項 (●法第35条第5項～第7項)	第20条
保有個人データの開示方法(現行、原則、書面の交付)について、電磁的記録の提	●法第28条第1項・第2項 ●施行規則18条の6	第18条

<sup>2</sup> 「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成29年総務省告示第167号)」  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000485290.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000485290.pdf)

<sup>3</sup> 「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成29年総務省告示第167号)の解説」  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000485291.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000485291.pdf)

<p>供を含め、本人が指示できるようにする。</p>	<p>(●法第 33 条第 1 項・第 2 項 ●施行規則第 30 条)</p>	
<p>個人データの授受に関する第三者提供記録について、本人が開示請求できるようにする。</p>	<p>●法第 28 条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 5 項 ●施行令第 9 条 ●施行規則第 18 条の 6</p> <p>(●法第 33 条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 5 項 ●施行令第 11 条 ●施行規則第 30 条)</p>	<p>第 18 条</p>
<p>6ヶ月以内に消去する短期保存データについて、保有個人データに含めることとし、開示、利用停止等の対象とする。</p>	<p>●法第 2 条第 7 項</p> <p>(●法第 16 条第 4 項)</p>	<p>—</p>
<p>オプトアウト*規定により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外とする。 ※本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表等した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度。</p>	<p>●法第 23 条第 2 項 ●施行規則第 7 条</p> <p>(●法第 27 条第 2 項 ●施行規則第 11 条)</p>	<p>第 13 条第 2 項</p>
<p><b>② 事業者の守るべき責務の在り方</b></p>		
<p>漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれ大きい場合に、委員会への報告及び本人への通知を義務化する。</p>	<p>●法第 22 条の 2 ●施行規則第 6 条の 2～第 6 条の 5</p> <p>(●法第 26 条 ●施行規則第 7 条～第 10 条)</p>	<p>(現在、対応する条項なし)</p>
<p>違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。</p>	<p>●法第 16 条の 2</p> <p>(●法第 19 条)</p>	<p>(現在、対応する条項なし)</p>
<p><b>③ 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方</b></p>		
<p>認定団体制度について、現行制度*に加え、企業の特定分野(部門)を対象とする団体を認定できるようにする。 ※現行の認定団体は、対象事業者のすべての分野(部門)を対象とする。</p>	<p>●法第 47 条第 2 項</p> <p>(変更なし)</p>	<p>—</p>
<p><b>④ データ利活用の在り方</b></p>		
<p>氏名等を削除した「仮名加工情報」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和する。</p>	<p>●法第 2 条第 9 項・第 10 項、第 35 条の 2、第 35 条の 3 ●施行令第 5 条 ●施行規則第 18 条の 7～第 18 条の 9</p> <p>(●法第 2 条第 5 項、第 16 条第 5</p>	<p>(現在、対応する条項なし)</p> <p>※郵便事業分野特有の規定を設けるかどうか検討する必要あり</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>項、第 41 条、第 42 条</li> <li>●施行令第 6 条</li> <li>●施行規則第 31 条～第 33 条)</li> </ul>	
提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法第 26 条の 2</li> <li>●施行令第 7 条の 2</li> <li>●施行規則第 11 条の 3、第 18 条の 2～第 18 条の 5</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>(●法第 31 条</li> <li>●施行令第 8 条</li> <li>●施行規則第 17 条、第 26 条～第 29 条)</li> </ul>	<p>(現在、対応する条項なし)</p> <p>※郵便事業分野特有の規定を設けるかどうか検討する必要あり</p>
<b>⑤ ペナルティの在り方</b>		
委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の法定刑を引き上げる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法第 83 条、第 85 条</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>(●法第 173 条、第 177 条)</li> </ul>	—
命令違反等の罰金について、法人と個人の資力格差等を勘案して、法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引き上げる(法人重科)。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法第 87 条第 1 項</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>(●法第 179 条第 1 項)</li> </ul>	—
<b>⑥ 法の域外適用・越境移転の在り方</b>		
日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、罰則によって担保された報告徴収・命令の対象とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法第 75 条</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>(●法第 166 条)</li> </ul>	—
外国にある第三者への個人データの提供時に、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等を求める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法第 24 条第 2 項・第 3 項</li> <li>●施行規則第 11 条の 3、第 11 条の 4</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>(●法第 28 条第 2 項・第 3 項</li> <li>●施行規則第 17 条、第 18 条)</li> </ul>	第 14 条



## (2) 公的機関等への情報提供の可否

○ 郵便分野ガイドラインは、個人情報保護法の規定に基づき、及び個人情報の保護に関する基本方針にのっとりほか、郵便法第8条その他の関連規定を踏まえ、郵便事業分野における事業者に対し、信書の秘密に属する事項その他の個人情報の適正な取扱いの確保に関して講ずべき措置について、その適切かつ有効な実施を図るための指針として定められている。

○ 個人情報保護法第23条第1項においては、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならないと規定する一方で、同条同項各号において、規定が適用されない例外を規定している。

＜個人情報保護法第23条第1項＞

個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

○ 郵便分野ガイドラインは、上記の「第三者提供の制限の例外」に該当する場合であっても、事業者は、個人データを第三者に提供するに当たっては、信書の秘密の保護に係る郵便法第8条その他の関連規定を遵守しなければならないことを規定（郵便分野ガイドライン第13条第10項）し、郵便法違反とならないよう、郵便事業分野の事業者特有の制限規定を置いている。

＜郵便分野ガイドライン第13条第10項＞

前各項の規定にかかわらず、事業者は、個人データを第三者に提供するに当たっては、信書の秘密の保護に係る郵便法第8条その他の関連規定を遵守しなければならない。

○ 郵便法第8条においては、憲法第21条における「通信の秘密」の確保を受けて、「信書の秘密」及び「郵便物に関して知り得た他人の秘密」を確保すべきことが規定されている。

＜郵便法第8条（秘密の確保）＞

1 会社の取扱中に係る信書の秘密は、これを侵してはならない。

2 郵便の業務に従事する者は、在籍中郵便物に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

○ 転居届に係る情報については、日本郵便が郵便法第8条の守秘義務に基づき弁護士会照会に対する転居届情報の開示を拒否した事案の最高裁判決（平成

28年10月18日。高裁への差戻を決定)において、岡部喜代子裁判官が「転居届に係る情報は、信書の秘密ないし通信の秘密には該当しないものの、郵便法8条2項にいう「郵便物に関して知り得た他人の秘密」に該当し、上告人はこれに関し守秘義務を負っている。この場合、23条照会に対する報告義務の趣旨からすれば上記報告義務に対して郵便法上の守秘義務が常に優先すると解すべき根拠はない。各照会事項について、照会を求める側の利益と秘密を守られる側の利益を比較衡量して報告拒絶が正当であるか否かを判断すべきである。」との補足意見を付した。

- 差戻審の名古屋高裁判決(平成29年6月30日)においても、郵便法第8条第1項関係について「転居届は、通信や信書そのものではなく、個々の郵便物とは別個のものである。」とし、郵便法第8条第2項関係については「法律上の守秘義務を負っているとの一事をもって、本件弁護士会照会に対する報告を拒絶する正当な理由があると判断するのは相当ではない。…照会事項ごとに、これを報告することによって生ずる不利益と報告を拒絶することによって犠牲となる利益との比較衡量により決せられるべきである。」と判示した。

- こうした最高裁判決における補足意見及び差戻審名古屋高裁判決を受け、令和2年3月に、総務省は、「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成29年総務省告示167号)の解説(以下「郵便分野ガイドラインの解説」という。)」を改正した。

<郵便分野ガイドラインの解説3-5-4(抜粋)>

ただし、信書の秘密等に該当する事項のうち、郵便法第8条第2項に規定する、郵便物に関して知り得た他人の秘密については、比較衡量の結果、それらの情報を用いることによる利益が秘密を守られる利益を上回ると認められたときには、第三者提供が可能となると考えられる。

- さらに、同解説の改正においては、地方分権改革に関する提案募集に寄せられていた提案に対応して、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項の規定に基づく地方公共団体からの転居先の情報照会に対して、郵便物の転送先の情報を提供が可能と考えられる場合を提示した。この中では、情報を用いることによる利益が秘密を守られる利益を上回ることについて、客観的に比較衡量を可能とする観点から、2つの要件を設定している。

<郵便分野ガイドラインの解説3-5-4(抜粋)>

例えば、地方自治体が、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項の規定に基づき、空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)の転居先の情報を照会してきた場合であって、以下の2点を明らかにした場合には、日本郵便株式会社は、当該所有者等の同意を得ることなく、郵便物の転送先の情報を提供することが可能と考えられる。

- ① 当該空家等がそのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険又は著しく衛生



上有害となるおそれのある状態にあり、その除去等が周辺住人や通行人の生命、身体の保護のために必要であることから、これらの措置を所有者等に実施させるためにその連絡先を把握する必要があること

- ② 当該自治体が他に取り得る合理的な手段や方法では、空家等の所有者等に関し、必要な情報が入手できないこと

なお、この場合において提供できる個人データは、その目的の達成に必要な最小限の範囲のものでなくてはならず、例えば個別の信書に関する情報や内容等を提供することまでを許容するものではない。

- 令和3年の地方分権改革に関する提案募集において、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第146条の2又は地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の11に基づく、徴収職員等から日本郵便への協力要請に応じて、郵便の転送情報を提供できるようにするとともに、その内容を「郵便分野ガイドラインの解説」で明確化するよう、提案が寄せられている（提案団体等は階上町、八王子市、前橋市等24団体）。
- また、日本弁護士連合会から総務省に対して、郵便物に関して知り得た他人の秘密のうち、比較衡量の結果、弁護士照会に対応した提供が可能となる具体的な事案（①債務名義を得た債権者が判決等の内容を実現するために強制執行するために必要な場合、②国民の裁判を受ける権利を実現するために相手方の住所を特定する必要がある場合等）の提案が寄せられている。
- このほか、土砂災害等があった場合において、居住者情報や転居に係る情報等を地方公共団体に提供することが可能であるのか、同解説において、必ずしも明確になっていない。

#### （検討事項）

- このため、「郵便物に関して知り得た他人の秘密」のうち、「比較衡量の結果、それらの情報を用いることによる利益が秘密を守られる利益を上回る」として、公的機関等への情報提供が認められる場合は、どのような場合か、その場合の留意点等は何か、空家対策以外の事例を検証し、郵便分野ガイドラインの解説において明らかにするべきではないか。
- 上記のほか、「公的機関等への情報提供の可否」に関して考慮すべきことはあるか。

### (3) データを活用した新たなサービスの留意事項

- 「デジタル時代における郵政事業の在り方に関する懇談会」(以下「懇談会」という。) 報告書では、総務省が設置する「検討の場」(本検討会)における検討課題の例を、以下のとおり例示している。

＜懇談会報告書 第2章 3. 総務省の取組(抜粋)＞

なお、上記「検討の場」における検討課題としては、以下のような例が考えられる。

- ・ 特定のエリアにおける郵便物の動き(配達データ)等を分析し、地域の経済活動の見える化やグループ内でのエリアマーケティング等に活用(「仮名加工情報」、「再配達用、配送センター等における仕分け用のデータ(日本郵便が独自に生成・取得)」の活用を含む。)
- ・ 地図情報を利用している事業(サービス)との協業、当該事業を行う者に対して居住者情報を一定程度含むデータを提供・販売
- ・ 給付金の支給、災害対策、公的な統計調査など公的ニーズに応じて居住者情報を活用
- ・ 住所の有効性(転居の有無)を確認して通知するサービスを提供

- また、同報告書では、日本郵政グループにおいて期待される取組として、「情報銀行」について、以下のとおり例示している。

＜懇談会報告書 第2章 2. 日本郵政グループにおいて推進が期待される取組(抜粋)＞

#### (2) 日本郵政グループにおいて期待される取組

日本郵政グループにおいては、上記(1)で掲げた取組を行った上で、例えば以下に挙げるようなサービスを提供することが期待される。

(略)

- ・ 日本郵政は公共的性格を有しており、幅広い業務領域、豊富なデータ、企業規模、地域密着性等を活かして、利用者の代理人としての「情報銀行」となり、利用者の同意の下、十分な情報管理措置を講じつつ、郵便・物流、貯金、保険等のデータ(既存データを含む)を活用して、グループ外の関係企業、自治体等と連携しつつ、見守り、遠隔健康診断等を地域住民へ提供する。この際、郵便事業における「信書の秘密」や個人情報の保護には十分配慮して検討・実施する必要がある。

また、まずは特定の自治体等と連携してスタートすることで、本格提供に当たっての課題分析などに取り組むことも有効と考えられる。

(略)

- 懇談会報告書では、上述の例など、データ活用に当たっては、「郵便事業における『信書の秘密』や個人情報の保護には十分配慮して検討・実施する必要がある」と付言している。

(検討事項)

- このため、これらの例をはじめ、日本郵政グループのデータ活用による新たなサービス等について、日本郵便をはじめとする日本郵政グループの協力の下、ユースケース案を複数設定し、「信書の秘密」や個人情報の保護のため、どのようなことに留意すべきか、検討すべきではないか。
- その際、個人情報保護法、郵便法、市場・社会の受容性、運用のフィジビリティ等の観点から、何ができて何ができないか、何に留意すべきか、検証していくとともに、必要に応じて「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」及びその解説に反映すべきではないか。
- 上記のほか、「データを活用した新たなサービスの留意事項」に関して考慮すべきことはあるか。

### 3 郵便局データ活用推進ロードマップの検討

#### (1) 郵便局データ活用推進ロードマップの必要性

- 懇談会報告書では、日本郵政グループのデータ活用の現状と期待について、以下のとおり言及している。  
＜懇談会報告書 第1章（日本郵政グループの役割）＞  
日本郵政グループは、全国津々浦々に張り巡らされた、直営郵便局及び簡易郵便局あわせて約2万4千の郵便局及び配達ネットワーク、全体で約40万人に上る社員数、約1億2千万の通常貯金口座数に代表される巨大な顧客基盤等の強みを生かして、郵政事業のユニバーサルサービスを引き続き提供していく必要がある。日本郵政グループにおいては、デジタル対応・データ活用が進んでいるとは必ずしも言い難く、また、上記のとおり社会環境が変化する中で、地域住民が郵便局に期待する役割も多様になりつつあり、これらの期待に日本郵政グループは応えていく必要がある。
- 日本郵政グループは、全国2万4千の郵便局ネットワークと膨大なデータを保有しており、これを社会として有効活用するとともに、日本郵政グループとして新たなビジネスモデルを構築することは、今後の郵政事業の持続的な成長・発展に欠かせないと考えられる。
- 日本郵政グループのデータ活用とそれによる革新的なサービスの提供を一層促進するためには、データ活用に向けた基本的な方向性や関係者の役割、実施すべき施策等を中長期的な視点で整理することが有効と考えられる。

#### (検討事項)

- このため、同報告書で示されたデータ活用の事例を踏まえつつ、日本郵政グループのデータ活用について、日本郵便をはじめとする日本郵政グループの協力の下、ユースケース案を複数設定した上で、郵便局データの活用の方向性について、社会全体で有効活用するという観点からより詳細に検討し、関係者の役割、実施すべき施策等を中長期的なロードマップとして策定することを検討するべきではないか。

## (2) データ活用の先進事例の把握

- 懇談会報告書では、データ活用の方向性について、以下のとおり整理をしている。

＜懇談会報告書 第2章 1. 基本的考え方（抜粋）＞  
（データ活用の3分類）

日本郵政グループにおけるデジタル化、データの活用について検討する際には、①業務効率化・既存サービスの質の向上、②新たなビジネス（収益源）の創出、③公的サービスへの活用の3つに分けて整理・検討していくことが適当と考えられる。

①業務効率化・既存サービスの質の向上のためのデータ活用としては、例えば、日本郵便において、郵便物の引受け時に得られた配達先情報を活用して、局間輸送を効率的に行ったり、配達側の集配郵便局における人員配置の最適化を行ったりといった、既存の郵便・物流業務の効率化、高度化のために活用することが考えられる。

（中略）

続いて、主に②新たなビジネス（収益源）の創出、及び③公的サービスへの活用について、利用者に対するメリットの提供を通じて、個々の利用者が個別にデータの活用について積極的に同意しようとする魅力的な新たなサービスを開発し、提供していくことが求められる。これまでの郵政事業においては、利用者を特定することなく（匿名の大衆）、広く郵便、貯金、保険等のサービスを提供してきたが、これからは、特定可能な顕名の「個客」に対して、「個客」それぞれにとって価値のある「体験」を提供することで、利用者との新たな関係を作る方向へ進むべきと考えられる。

- また、同報告書では、今後取組むべき検討課題として、以下のとおり具体案が提示されている。

＜懇談会報告書 第2章 3. 総務省の取組（抜粋）＞

なお、上記「検討の場」における検討課題としては、以下のような例が考えられる。

- ・ 特定のエリアにおける郵便物の動き（配達データ）等を分析し、地域の経済活動の見える化やグループ内でのエリアマーケティング等に活用（「仮名加工情報」、「再配達用、配送センター等における仕分け用のデータ（日本郵便が独自に生成・取得）」の活用を含む。）

- ・ 地図情報を利用している事業（サービス）との協業、当該事業を行う者に対して居住者情報を一定程度含むデータを提供・販売

- ・ 給付金の支給、災害対策、公的な統計調査など公的ニーズに応じて居住者情報を活用

- ・ 住所の有効性（転居の有無）を確認して通知するサービスを提供

(検討事項)

- こうした例のほか、諸外国も含めたデータ活用の先進事例に、どのようなものがあるか把握した上で、日本郵政グループのデータ活用において参考となる事例はどのようなものか、検討してはどうか。

(3) 保有・取得データの整理

- 懇談会のデータ活用 WG では、日本郵政グループが保有するデータについて、日本郵政より以下のとおり提示されている。

<日本郵便>

- ・ 居住者情報（住所、居住者名、事業所名 等）
- ・ 転居情報（旧・新住所、転居者氏名（旧姓）、転送開始日、電話番号等）
- ・ 郵便物（書留等）や荷物（ゆうパック等）の発送・追跡データ
- ・ 内容証明郵便データ
- ・ 物販カタログやネットショップの取引履歴
- ・ 郵便局倶楽部・見守りサービスの会員情報 等

<ゆうちょ銀行>

- ・ 顧客属性（住所・氏名・生年月日等）
- ・ 各種貯金口座（通常、定額定期）の残高・取引履歴
- ・ 投信契約の残高・取引履歴
- ・ 国債契約の残高・取引履歴
- ・ JP バンクカードの会員情報 等

<かんぽ生命>

- ・ 契約者・被保険者・保険金受取人等に係る個人情報属性（住所・氏名・生年月日等）
- ・ 契約内容
- ・ 保険料の払込、保険金等の支払履歴 等

- これらのデータをどのような形で活用できるか検討するためには、それぞれデータがどのようなものであるか、具体的かつ体系的に把握する必要があると考えられる。

(検討事項)

- そこで、日本郵政グループが保有しているデータの現状と、その活用の状況を整理した上で、社会全体で有効活用するという観点から活用の方向について検討するべきではないか。
- 加えて、既に保有しているデータのみでなく、新たに日本郵政グループが取得可能なデータにはどのようなものがあるのか検討するべきではないか。



#### (4) データ活用が期待される分野やニーズの把握

- 懇談会報告書では、外部企業との連携について、以下のとおり言及している。

＜懇談会報告書 第2章 1. 基本的考え方（抜粋）＞

（プラットフォーム・外部との連携）

日本郵政グループがデータ活用のプラットフォームとしての求心力を発揮できるかどうかは、「外部と連携する意思（アンテナの高さ）」がポイントとなる。例えば、様々な業種のステークホルダーで構成される「スマートシティ」、「教育」などのプロジェクトに参画し、異分野を含めアンテナを高め、ビジネス・サービスのヒントを発見したり、パートナーを発掘したりする試み（知の探索）が、既存事業の強化（知の深化）とともに有効と考えられる。この際、デジタル時代の競争においては、「強いチーム」にデータが集まり、競争力が高まるため、「強み」を持つ者同士で提携することが重要と考えられる。

- データを活用した新サービスの開発においては、ニーズを把握することが重要であり、利用者や様々な業種、地域の関係者との共創を図ることで、多様なニーズを発掘し、革新的なサービスの創出が可能となると考えられる。

#### (検討事項)

- 以上を踏まえ、社会全体で有効活用するという観点から、日本郵政グループが、今後、共創・連携を図り、データを活用した革新的なサービスを提供することが期待される分野やニーズはどのようなものか検討してはどうか。

#### (5) オープンデータの推進

- 官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第11条第2項では、事業者は、公益の増進に資するデータを国民が容易に利用できるような必要な措置を講ずるよう努めるものとされている。

＜官民データ活用推進基本法第11条第2項＞

2 事業者は、自らが保有する官民データであって公益の増進に資するものについて、個人及び法人の権利利益、国の安全等が害されることのないようにしつつ、国民がインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて容易に利用できるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 同法を踏まえ、オープンデータ・バイ・デザインの考えに基づき、国、地方公共団体、事業者が公共データの公開及び活用に取り組むため、オープ

ンデータ基本指針（平成 29 年 5 月 30 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）が決定されており、同基本指針において、オープンデータとは以下のとおり、定義されている。

＜オープンデータ基本指針＞

## 2. オープンデータの定義

国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータをオープンデータと定義する。

- ① 営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの
- ② 機械判読に適したもの
- ③ 無償で利用できるもの

- また、同基本指針においては、公益事業分野の事業者については、その公益性に鑑み、同基本方針及び利用者ニーズを踏まえてオープンデータを推進することが望ましい旨、規定されている。

＜オープンデータ基本指針＞

## 6. 地方公共団体、独立行政法人、事業者におけるオープンデータの取組 (2) 事業者

(略)

また、電力・ガス、通信・放送、交通等の公益事業分野の事業者については、その公益性に鑑み、本基本指針及び利用者ニーズを踏まえてオープンデータを推進することが望ましい。

### (検討事項)

- このため、日本郵政グループが保有するデータのうち、オープンデータの推進を図るべきデータや、その活用方法について検討し、ロードマップとしてとりまとめるべきではないか。
- 上記のほか、「郵便局データ活用推進ロードマップの検討」に関し、考慮すべきことはあるか。

## 4 その他

- その他、郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関して、考慮すべきことはあるか。